

公開ヒアリングの実施について

1 日時・場所

- (1) 日時 令和7年7月17日(木) 10時～17時(予定)
- (2) 場所 三次市役所 本館6階601・602・603会議室
三次市十日市中二丁目8番1号

2 概要

- (1) スケジュール
時間の設定は、技術提案書の提出数による。

- (2) ヒアリングの概要

- ・ 1者あたりのヒアリング時間は次のとおりとする。

ヒアリング時間	内訳
40分	プレゼンテーション 20分
	質疑応答 20分

※ プレゼンの途中でも、時間経過で終了とする。

※ 質疑は、時間を超えて新たな質問はしないものとする。

- ・ ヒアリング参加者は、開始時間の15分前に控室に入室するものとする。
- ・ ヒアリング順は、事務局で決定する(事前にランダムに決定)。
- ・ 1者あたりのヒアリング参加者は4人以内とし、配置予定の管理技術者及び主任担当技術者は必ず出席すること。
- ・ ヒアリングにおける説明及び質疑応答は、提出された資料のみで行うこと。追加資料(データ)の配布や利用は認めない。
- ・ ヒアリング参加者から、委員又は事務局に対する質問は受けない。
- ・ 説明に際して、事務局で準備するモニター(若しくはプロジェクター及びスクリーン)、HDMIケーブルを使用して説明すること。パソコン等その他必要とする機器については、各提案者が用意すること。
- ・ ヒアリング会場から途中退出したヒアリング参加者は、再びヒアリング会場に入場することはできない。
- ・ ヒアリング会場においては、携帯電話等の無線通信機器は使用できない。
- ・ ヒアリング参加者は、ヒアリング状況を録画あるいは録音をしてはならない。
- ・ ヒアリング中は、社名を名乗る等、説明者の所属がわかるような行為は禁止する。
- ・ 社名のネームタグが入ったものや、「き章」、「社章」などは身に付けない。
- ・ 企画提案書及び資料には、提出者名の記載は行わない。

3 ヒアリングの傍聴

- ヒアリングは公開で行い、傍聴可とする。
- ヒアリング参加者が他の参加者のヒアリングを傍聴することは不可とし、ヒアリング参加者と傍聴者がヒアリング実施中に接触することも禁止する。(接触が確認された場合は、失格とする。)

上記内容は、技術提案書の提出者に対するヒアリング実施に係る通知文に明記する。

- 傍聴受付は当日、会場で先着順に行い、定員を超えた時点で締め切る。
- 傍聴者は、住所及び氏名を名簿へ記載する。